

## 東京都立小金井特別支援学校 P T A 個人情報取扱規定

### (目的)

第1条 この規定は、個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取り扱う場合の基本的事項を定め、この会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 この会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、この会の活動において個人情報の保護に努める。

### (守秘義務)

第3条 この会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

### (規定の周知)

第4条 この会は、この規定を総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

### (個人情報の取得)

第5条 この会は、会長が「P T A 入会確認書」「各種届出用紙」「各種申込用紙」等を会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。また、学校より取得する場合もある。

- 2 この会が必要に応じて会員から取得する個人情報は、児童・生徒、保護者および教職員の氏名、学部、学年、組、住所、電話番号、メールアドレスのほか、その他各種名簿の作成や P T A 活動に必要な事項で、その取得にあたっては本人が同意する事項とする。

### (同意の取消し)

第6条 会員は、この会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後個別または全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前項の申し出があった場合、この会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。ただし、既に会員に配付している名簿等については、削除をお願いすることでこれに替えるものとする。

### (個人情報の利用)

第7条 この会が保有する個人情報は、会則第2条および3条に基づいて、第4条の事業（活動）を行うにあたり、つぎの項目に沿った利用を行う。

- (1) 会員名簿をはじめとする各種名簿の作成
  - (2) 会議および事業の開催、広報誌等の送付
  - (3) 会費の集金および管理
  - (4) その他、総会または運営委員会において認められた項目
- 2 この会は、前項第4号により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、次年度の総会にて審議・決議する。

- 3 この会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第1項に定める項目の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報の提供等)

第8条 この会および会員は、つぎに掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
  - (3) 公衆衛生の向上、児童・生徒の健全な育成の推進のために必要な場合
  - (4) 国、東京都またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
  - (5) 役員等に関するもので、国、東京都、PTA連合会またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、PTAに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
  - (6) この会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合
  - (7) その他、会則第4条の事業(活動)を行うために必要で、総会または運営委員会で認めた場合
- 2 この会が個人情報を第三者に提供した場合は、つぎの項目について記録を作成し管理・保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都または学校が認めた団体の場合はこの限りではない。
    - (1) 第三者の氏名、住所、電話番号等
    - (2) 提供年月日
    - (3) 提供した個人情報の項目および件数
    - (4) 提供した理由
    - (5) 提供することに対し対象者の同意を得ている旨
    - (6) その他特に必要があると認めた項目
  - 3 この会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、つぎの項目について確認を行わなければならない。
    - (1) 第三者の氏名、住所、電話番号等
    - (2) 提供をうける個人情報の項目および件数
    - (3) 第三者が個人情報を取得した経緯
    - (4) 提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨
    - (5) その他特に必要があると認めた項目

(個人情報の管理)

第9条 この会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員または委員が適正に管理する。

- 2 この会から配付を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

(個人情報の安全管理措置等)

第10条 この会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

2 この会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

3 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(その他)

第11条 この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(規定の改正)

第12条 この規定を改正するときは、運営委員会において決定を行う。

付 則

この規定は、令和元年5月15日から施行する。